

# 沖縄県相談支援従事者研修事業実施要綱

## 1 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

事業の実施主体は、県又は知事の指定した研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）とする。

## 3 実施内容

### (1) 相談支援従事者初任者研修

#### ①研修対象者

相談支援事業に従事しようとする者

#### ②研修カリキュラム

「相談支援従事者研修事業実施要綱」（平成 18 年 4 月 21 日障発第 0421001 号）（以下国実施要綱という）別表 1 に定めるカリキュラムに従ったもの又はそれ以上の内容とする。

### (2) 相談支援従事者現任研修

#### ①研修対象者

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事（地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業又は基幹相談支援センターにおいて従事した期間を含む）しており、一定の経験を有する者。具体的には初回の現任研修では、過去 5 年間に 2 年以上の相談支援の実務経験があること、2 回目以降の現任研修では、過去 5 年間に 2 年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していることを研修の受講要件とする。なお、旧カリキュラム受講者は初回受講時については、上記の要件を求めないこととする。

（注）旧カリキュラム受講者とは、令和 2 年 4 月 1 日前 5 年間に於いて、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了した者である。

#### ②研修カリキュラム

国実施要綱別表 2 に定めるカリキュラムに従ったもの又はそれ以上の内容とする。

### (3) 専門コース別研修

#### ①研修対象者

上記(2)の研修対象者

#### ②研修カリキュラム

国実施要綱別表 3 に定めるカリキュラムに従ったもの又はそれ以上の内容とする。なお、別表 3 の 1、6 及び 7 の標準カリキュラムは、サービス管理責任者研修事業の実施について（平成 18 年 8 月 30 日障発第 0830004 号。以下「サービス管理責任者研修事業通知」という。）別表 4 及び別表 8 と共通の内容とする。

## 4 修了証書の交付

(1) 知事は、研修修了者に対して別紙 1 の様式により、修了証書を交付するものとする。修了証書には、次に相談支援従事者現任研修を修了すべき期日を記載するものとする。

(2) 指定研修事業者は、研修修了者に対して別紙 2 の様式により、修了証書を交付するものとする。修了証書には、次に相談支援従事者現任研修を修了すべき期日を記載するものとする。

## 5 修了者名簿の管理

- (1) 指定研修事業者は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成するとともに、指定研修事業者から提出された名簿と併せて、個人情報として十分な注意を払った上で県の責任において一元的に管理するものとする。

## 6 事業実績報告書の提出

事業の実施状況等については、沖縄県相談支援従事者研修事業指定事務取扱要領6により事業報告書を提出すること。

## 7 実施上の留意点

- (1) 研修日程等
  - ① 研修の時間帯、曜日については、実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜配慮すること。
  - ② 国実施要綱別表3の1、6及び7並びにサービス管理責任者研修事業通知別表4及び別表8の標準カリキュラムは共通の内容であることから、開催日程、開催場所、定員等の規模等の設定について適切に配慮することを前提に、同一の日程等で研修を行うことは差し支えない。
- (2) 事業実施上知り得た研修修了者に係る秘密の保持については、厳格に行うこと。
- (3) 障害のある受講者等への配慮
  - ① 重度の障害を持つ受講者等短期間での連続的な研修受講が困難な場合には、以下のような合理的配慮の実施について検討すること。
    - ア 視聴覚教材の活用  
国実施要綱別表1に示す「1. 障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義（5時間）」、「2. 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義（3時間）」、「3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義（3時間）」について、録画（DVD）の視聴等を行い、視聴後にレポートを作成し研修事務局等に提出する。
    - イ 長期履修  
最長24ヶ月を上限とし、年度を越えた長期履修によることも差し支えないこと。
    - ウ 基幹相談支援センター等での履修  
国実施要綱別表1に示す「1. 障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義（5時間）」、「2. 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義（3時間）」、「3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義（3時間）」、「4. ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習（31.5時間）のうち相談支援の実際（12時間）」までを履修した者については、基幹相談支援センターや当該受講者の所属事業所等において、県により本研修の指導者と認められた者の指導の下、上記カリキュラム以降の一連の演習等の内容に相当するスーパーバイズ等を受けることにより、全カリキュラムを修了したものとみなす。
  - ② 聴覚障害のある受講者に対しては、事前の研修資料の提供や手話通訳、パソコン通訳等必要な情報保障を行うこと。
  - ③ 視覚障害のある受講者に対しては、資料の点字版の準備や事前のテキストデータ提供、講義中に図表の解説などを行う人的配置等必要な情報保障を行うこと。

（注）上記の配慮を行うに当たっては、原則として事前に期日を決めた配慮申請を受けることとするが、期日を過ぎた後になされた申請であっても、県において過度の負担にならない範囲で建設的対話を通じた配慮を行うこと。
  - ④ 障害のある受講者も利用しやすい環境が確保されるよう研修会場及び宿泊施設等の配

慮を行うよう努めること。

(4) その他

受講者に対し、人間の尊厳、人権の尊重について理解させるように努めること。研修の企画・立案に当たっては、県職員に加えて、相当の経験を有する相談支援専門員の参加に努めること。

## 8 研修会参加費用

研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者（所属する指定障害福祉サービス事業者等を含む。）が負担するものとする。

## 9 研修事業者の指定等

2の研修事業者の指定等について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年9月11日から施行する。

(別紙1)

番 号

修 了 証 書

氏 名  
生年月日

あなたは、こども家庭庁及び厚生労働省が定める相談支援従事者〇〇研修を修了したことを証  
します。

年 月 日

沖縄県知事  
〇〇 〇〇

(別紙2)

番 号

修 了 証 書

氏 名  
生年月日

あなたは、こども家庭庁及び厚生労働省が定めるところにより当該研修事業者が沖縄県知事の  
指定を受けて行う相談支援従事者〇〇研修を修了したことを証します。

年 月 日

(指定された事業者名)  
代 表 者 氏 名